

社会福祉法人みどり園 令和4年度事業計画(案)

1 概要

当みどり園は、戦後に混乱した社会に取り残された子どもの保護・養育を目的に昭和22年2月に司法保護施設三立学園として設立された。昭和27年5月に社会福祉法人みどり園に組織を改め、以来、熊本県をはじめ関係機関・団体と協力して児童・家庭福祉の向上に取り組み、本年、設立73年を迎えることとなった。戦後復興の時代を経て、わが国の社会状況や家庭環境が大きく変化していく中、家庭の養育機能は低下し、親が存在しながら子どもが育たない状況が生まれ、子どもの虐待や不登校などの実態は、いよいよ深刻化している。この間、社会福祉基礎構造改革の進展により利用者本位の福祉への転換が進み、児童虐待防止法の制定をはじめ、児童福祉法の改正に伴う最低基準の見直しや第三者機関による福祉サービスの評価制度の導入等、児童福祉施策の新たな見直しが始まっている。また平成23年7月には、「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正が公布されている。平成29年8月には、「新社会的養育ビジョン」が打ち出され、各都道府県の推進計画が平成31年度末に策定された。

このような中、当みどり園では常に子どもの最善の利益の観点に立ち、これまで培ってきた専門性（知識、技術、倫理）を最大限に活用して、子どもたちの養護と一人ひとりの目標に向けた自立支援及び家庭支援等に取り組んでいく。更に、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた

子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

2 主な事業の内容

(1) 園内生活について

明るく、衛生的な環境の下で、子どもたちが心身ともに健やかに、安心して生活が送れるよう努める。

①生活環境の整備

建物や設備等の安全点検を定期的実施して、子どもたちが安全で快適な生活を送ることができるように努める。また、生活に支障をきたす恐れがある場合は、早急に改善に取り組み、生活環境の向上を図る。

②保健・衛生

学校や嘱託医と連携して、より効果的で、安全な健康診断と予防接種の実施に取り組み、子どもたちの健康管理に努める。また、生活に支障をきたす恐れがある場合は、早

急に改善に取り組み、生活環境の向上を図る。特に、今年度は前年度に引き続きコロナ禍による感染防止に注意をし、(三密を避ける)、特に手洗い、湿度管理を徹底する。

③給食

子どもたちの発育段階に応じた、安全で変化に富み、栄養量を満たした給食を提供するため、職員による給食会議を開催する。同時に、子どもの意見や要望を給食に取り入れ、メニューの充実を図りながら食への関心を高めるため、子どもと給食担当者による給食委員会を開催する。また、食の大切さを学び、将来の自立に向けた援助・指導を行う。

④行事

園生活に潤いと変化をもたらすため、四季折々の行事を取り入れ、子どもたちが日本の文化に触れ、家庭的な雰囲気味わえるように工夫する。また、子どもたちと職員とのコミュニケーションを促進するためのスポーツやホーム会を開催する。

⑤地域との交流

地域で開催されるパールラインマラソンや清掃作業等に積極的に参加して、地域との交流を図る。また、園の行事にも地域のみなさんに参加を呼びかけ、地域の方々とふれあいや地区の独居老人への暮のおこわ配布を行い、地域に理解される施設作りに取り組む。

(2) 自立支援について

恵まれた自然環境の中で豊かな人間性を育て、自分でやろうとする意欲(主体性)と社会性を養い、将来の自立に向けて、子どもたち一人ひとりの発達段階やそれぞれの抱える課題に応じた援助・指導を行う。

具体的な内容は次の通りである。

①基本的な生活習慣の確立

生活日課に沿った活動が出来るように援助すると共に、年齢に応じた生活習慣の確立を目指す、自ら行動する力(自主性)が身につくように援助・指導を個別プログラム(援助指針)に作成し、プログラムに沿った援助を行う。

②社会適応能力の向上

バスや列車の乗り方、買物、役所や銀行での手続き等の社会生活に必要な経験を、SST(社会生活技術訓練)の手法を取り入れて、子どもの年齢や能力、課題に応じて行い、卒業後スムーズに社会生活に移行することができるよう援助を行う。

③家庭環境の調整

虐待等の理由により入所している子どもで、家庭復帰が可能と思われる子どもに対応するため、家庭支援専門相談委員を中心に、児童相談所や学校、関係機関と連携しながら家庭問題の調整並びに家庭支援に取り組む。また、退所後も子どもや家庭の相談に応じ、

アフターケアに努める。

④就学に向けた支援

学習指導員を中心にして、小学生、中学生、高校生の全員に学習習慣を定着させ、基礎学力のレベルアップに取り組む。また、学習意欲を高め、より多くの就学機会を得ることができるよう援助する。中学生以上は、必要に応じて通塾の機会を設ける。(昨年公文教室へ1名)

⑤就労指導

学校や地域の協力を得て、子どもたちにアルバイトや職業実習に機会を与え働くことの大切さ、職場での規律やルールを学ばせ、将来の職業選択や就職活動がスムーズに行えるように援助する。

⑥家庭生活体験事業の活用

夏休みや冬休みの期間、子どもの年齢や課題に応じて、子どもを養育ボランティア（里親、ボランティア）の方々の家庭に数日間宿泊させ、本来の家庭のあるべき姿を理解することができるよう支援する。また、養育ボランティアの方々との情報交換を行い、子どもが抱える愛着障害等の課題改善を目指す。

⑦処遇困難児への対応

不登校児、被虐待児、発達障害などの処遇が困難な子どもたちに、手厚い支援を行うため、心理療法士、個別対応職員、担当職員を中心に一人ひとりの課題に応じた個別ケアを実施する。また、学校、児童相談所と密に連携を図り、必要に応じて児童相談所での面接や通院も検討しながら、子どもたちが安心して生活できるように支援する。

⑧心理療法について

心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感、安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り、心的外傷を緩和することにより、子どもの自立を支援する。また、安心してカウンセリングを受けられるよう、環境づくりに努める。

⑨小規模グループケアについて

社会的養護が必要な子どもを可能な限り、家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう家庭的養護に実施する。

⑩里親支援専門相談員について

児童相談所・各市役所と里親会、またフォスタリング機関との連携を図り、里親委託の推進を行う。

⑪地域小規模について

少人数による家庭的な環境で生活をし、地域の方たちとの交流を深め、家庭的養護を実施する。また、厚生労働省の目標設定に近づけるように努力する。

(3) 地域貢献について

職員の専門性（知識、技術、倫理）と施設機能を活用して、熊本県、上天草市をはじめ、関係機関・団体とも連携を取りながら、地域福祉の推進に取り組む。

(4) 第三者評価について

国が進める第三者機関による福祉サービス評価制度を積極的に活用し、法人及び施設のさらなる向上に努める。

(5) 職員の資質向上について

深刻化する子ども虐待や入所児童のボーダレス化（軽度の発達障害（ADHD、LD、自閉症スペクトラム）、複雑化する家庭問題（アルコール依存症、精神障害、人格障害）に対応するため、児童相談所をはじめ、関係機関の協力を得て、職場研修の充実を図り、各種研修会等にも積極的に参加して、資質の向上にも努める。また、業務のマンネリ化を防ぎ、施設機能のレベルアップを図るため、先進地施設での研修に取り組む。

(6) 情報公開について

法人及び施設に関する情報をホームページにより公開し、地域や県民に信頼される、開かれた施設づくりに取り組む。